

02 特集
なわてっこを育む 給食のヒミツ

トピックス／大切なお知らせ

- 06 市役所東別館駐車場は9月から利用できません
令和7年度 なわてみんなで頑張ろう商品券
取扱店募集
- 07 定額減税補足給付金(不足額給付)
- 08 災害に備え、支え合いの輪を広げよう
- 09 災害時の給水、断水したら…
- 10 救急車を呼ぶか病院に行くか迷ったときは
熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート
- 11 大阪府安全なまちづくり条例が一部改正
令和6年度 情報公開制度・個人情報保護制度の
運用状況

- 12 市役所からのお知らせ
- 15 健康情報
- 17 子育て情報
- 24 図書館だより
- 28 消費生活センターだより
- 29 寄附／フォトニュース
- 30 みんなのひろば
- 31 私の生きがい我慢／ご近所トリップ
- 32 のびのびくっすんキッズ

次のお知らせにはふりがながついていきます。

- 07 定額減税補足給付金(不足額給付)
- 08 災害に備え、支え合いの輪を広げよう
- 09 災害時の給水、断水したら…
- 26 第3回府営住宅総合募集

市役所東別館駐車場は
9月から利用できません

公共施設の再編に伴い、市役所東別館の駐車場部分に新棟を整備するため、9月から下図箇所の駐車場は利用できなくなります。駐車できる台数が減少し、混雑が予想されますので、できる限り公共交通機関などの利用をお願いします。また、駐車場が満車で駐車できない場合があります。また、時間に余裕をもって来庁をお願いします。



【問合せ】 財政課(市役所駐車場について)／
施設創生課(新棟の整備について)

令和7年度
なわてみんなで頑張ろう
商品券取扱店募集

市では物価高騰対策や市内経済の下支えを趣旨に全市民を対象に、令和7年度なわてみんなで頑張ろう商品券(1人5,000円分)を9月上旬から順次配送する準備を進めています。

現在、商品券を利用できる市内取扱店を募集しています。事業の概要や申し込みは二次元コードから

【申込】

- ～7月31日(木) 商品券に同封する冊子に店舗名掲載
- 8月以降 公式ホームページのみ 店舗名掲載

商品券に関する詳細は8月号広報誌でお知らせします。

【問合せ】 平日9時30分～17時30分
商品券コールセンター ☎ 050(8894)6991

詳細・
申し込み



定額減税補足給付金(不足額給付)

定額減税補足給付金(当初調整給付)の支給額に不足額が生じる人に、定額減税補足給付金(不足額給付)を行います。

【対象者】

●不足額給付1

令和6年分所得税および定額減税の実績額などが確定した後、本来給付すべき額と、当初調整給付額との間で差額が生じた人

●不足額給付2

次の(1)～(3)のすべてに該当する人

- (1) 令和6年分所得税および個人住民税所得割の定額減税前税額がともに0円の人
- (2) 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう人
(例：青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超えの人など)
- (3) 令和5年度または令和6年度の低所得世帯向け給付(令和7年に実施したものを除く)の対象世帯の世帯主や世帯員に該当していない人



【今後の流れ】

書類	手続き	支給予定日など
① 定額減税補足給付金(不足額給付) 支給のお知らせ 【送付対象】 公金受取口座の登録をしている人、過去の給付金事業などで市が独自で保有する口座情報がある人 【送付時期】 7月下旬から順次	お知らせに記載している口座に問題がなければ手続き不要。 給付を辞退する場合や振込口座を変更する場合は問い合わせ。	お知らせに記載の日 (お知らせ発送日のおおむね1か月後)に支給
② 定額減税補足給付金(不足額給付) 支給確認書 【送付対象】 給付金対象の人で公金受取口座の登録がなく、過去の給付金事業などで市が独自で保有する口座情報もない人 【送付時期】 7月下旬から順次	【申請方法①】 確認書に記載の二次元コードを読み取りオンラインで申請。 【申請方法②】 必要事項を記入し、本人確認書類などを同封し返信用封筒を返送。 ※不備がある場合は市から連絡するため早めに再申請を。給付を辞退する場合は確認書に記載の二次元コードなどから手続きを。	申請が市に届いた日からおおむね1か月後に支給
③ 定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書(市からは送付しません) 【対象者】 ①または②が届いていない人(令和6年1月2日以降に転入した人・不足額給付2の対象者など)は提出が必要	市ホームページまたは来庁・電話で下記の問い合わせ先へ連絡し、申請書を取り寄せ提出を。 ・申請書の取り寄せ 7月28日(月)開始予定 ・申請書の提出受付 8月1日(金)開始予定	申請が市に届いた日からおおむね1か月後に、定額減税補足給付金の支給または不支給の通知を送付

【支給額】

●不足額給付1

本来給付すべき額と当初調整給付額との差額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額

●不足額給付2

原則4万円(令和6年1月1日時点で国外居住者であった人は3万円)

【申請期限】 ～10月31日(金) ※期限を過ぎると給付金を受け取れません

【問合せ】 定額減税不足額給付金担当(平日9時30分～17時)

市役所北別館 2階和室・労安室／1階いきいき交流スペース

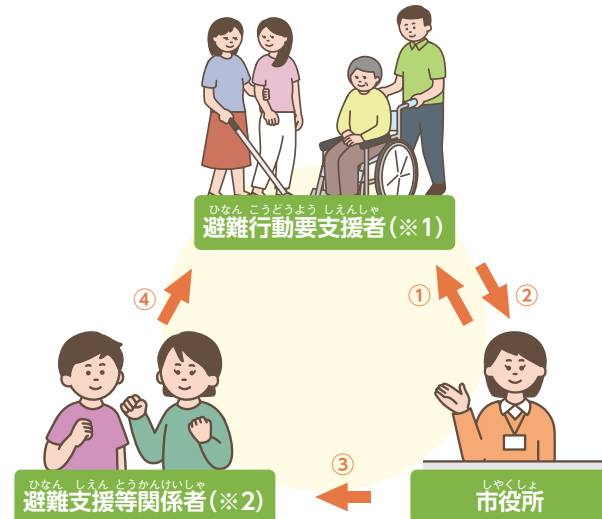
さいがい そな ささ あ わ ひろ
災害に備え、支え合いの輪を広げよう

といあわせ **問合** ふくしせいさくか
福祉政策課

なわて災害時地域支え合い制度(四條畷市避難行動要支援者支援プラン)は、災害時などに地域での避難支援がうまく行われるように、地域での支え合いを推進する制度です。

災害のときには共助（近隣住民で助け合うこと）がとても重要です。普段から近所付き合いを大切に、あいさつや地域の行事に参加し、困ったときに助け合える関係性を作っていきましょう。

避難行動要支援者にあてはまる人には、情報提供について同意の意思確認をする書類を8月頃に送ります。必要事項を記載して回答してください。



せいど なが
制度の流れ

- ①避難支援等関係者へ情報を提供してよ
ひなん しえんどう かんけいしゃ じょうほう ていきょう
いか、意思を確認
いし かくにん
- ②同意または不同意の意思を伝える
どうい ふどうい いし つた
- ③同意を得た避難行動要支援者の情報を
どうい え ひなん こうどう ようしえんしゃ じょうほう
めいぼ ていきょう
名簿で提供
- ④可能な範囲で避難支援(※3)を実施
かのう はんい ひなん しえん じっし

※1 避難行動要支援者 ひなん こうどう ようしえんしゃ

- | | | | | | | |
|---|----------------------|--|---|--------------------------------|-------------------------------------|------------------|
| ア | ようかいご にんてい
要介護認定 | う ひと
3～5を受けている人 | エ | せいしんしょう
精神障害 | しゃ ほけん ふくし てちやう ききう
しゃほけんふくし手帳1級 | しよじ ひと
を所持する人 |
| イ | しんたいいよう
身体障がい | しゃてちやう ききう そうごうさうきゅう たい しゅ
手帳1・2級(総合等級)の第1種 | オ | しょうがいしゃ そうごう しえんはう
障害者総合支援法 | きふ さいびす
に基づくサービス | う
を受けて |
| | しよじ ひと
を所持する人 | | | なんびょうかんじや
難病患者 | | |
| ウ | りやういくてちやうえー
療育手帳A | しよじ ひと
を所持する人 | カ | じよういけい
上記以外 | しちやう しえん ひつやう みと
市長が支援の必要を認めた | ひと |

ア～オのいずれかにあてはまらない人でも、^あ制度^おを利用^{ひと}できます^{せいど}ので、^{りよう}問^とい^あ合^あわせてください。

※2 避難支援等関係者

だいたいしょうやわてしょうほうくみあい おおさかふ けいさつほんぶ みんせい いん じどう いん しゃかい ふくし きょうぎかい じしゅ ほうさい そしき ちく ふくし
大東四條撤消防組合、大阪府警察本部、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地区福祉
いんかい けいさつ じしゅ だいりょうや ちき ほうつうせん せんたー しやそだんしん せんたー ひなん しえんしや
委員会、地域自治組織の代表者、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターおよび避難支援者

※3 避難支援

へいじょうじ
【平常時】

- 1 声かけを行う(避難行動要支援者との顔合わせ、訪問、状況把握など)。
こゑ おこな ひなん こうどう ようしえんしゃ かお あ
ほうもん じょうきよう はあく
- 2 防災訓練への参加の働きかけを行う(防災訓練を実施するときに、安否確認や避難誘導などを行う)。
ぼうさいいくれん さんか ばたら おこな ぼうさい
くれん しっし あんぴ かくにん ひなん ゆうどう
- 3 災害に関する情報提供を行う。
さいがい かん じょうほうていきょう おこな
- 4 個別避難計画を策定する(個々の具体的な状況、必要な支援を確認し、避難支援を行う人・団体などを決めておく)。
こべつ ひなん けいかく きていてい こゝろ ぐたいてき
じょうぎゅう しょうふう しえん かくにん ひなん しえん おこな ひと
だんたい き

さいがいじ
【災害時】

- 1 災害情報さいがいけいほうを伝えるつた。
- 2 安否確認あんぴ かくにんと必要な支援ひつよう しえん おこなを行う。
- 3 避難誘導ひなん ゆうどうを行う。おこな
- 4 安否確認あんぴ かくにんにより避難行動ひなん こうどう要支援ようしえんしや者の救出ききうしゅつ・
救護ききうごが必要ひつようと判断はんだんした場合は、行政機関ばあい きょうせい きかんや
救護ききうごが必要ひつようと判断はんだんした場合は、行政機関きんりんじゆめん えんじょ もとや
近隣住民きんりんじゆめんなどに援助えんじょを求める。もと
- 5 避難生活ひなん せいかつの支援しえん おこなを行う。

ひなん しえん じゅうこう ごんなん はいい ちいき ひなん しえんとう かんけいしゃ ほうてき ぎむ せきにん お いっさい
避難支援の実行が困難な場合でも、地域の避難支援等関係者が法的義務や責任を負うことは一切ありません。

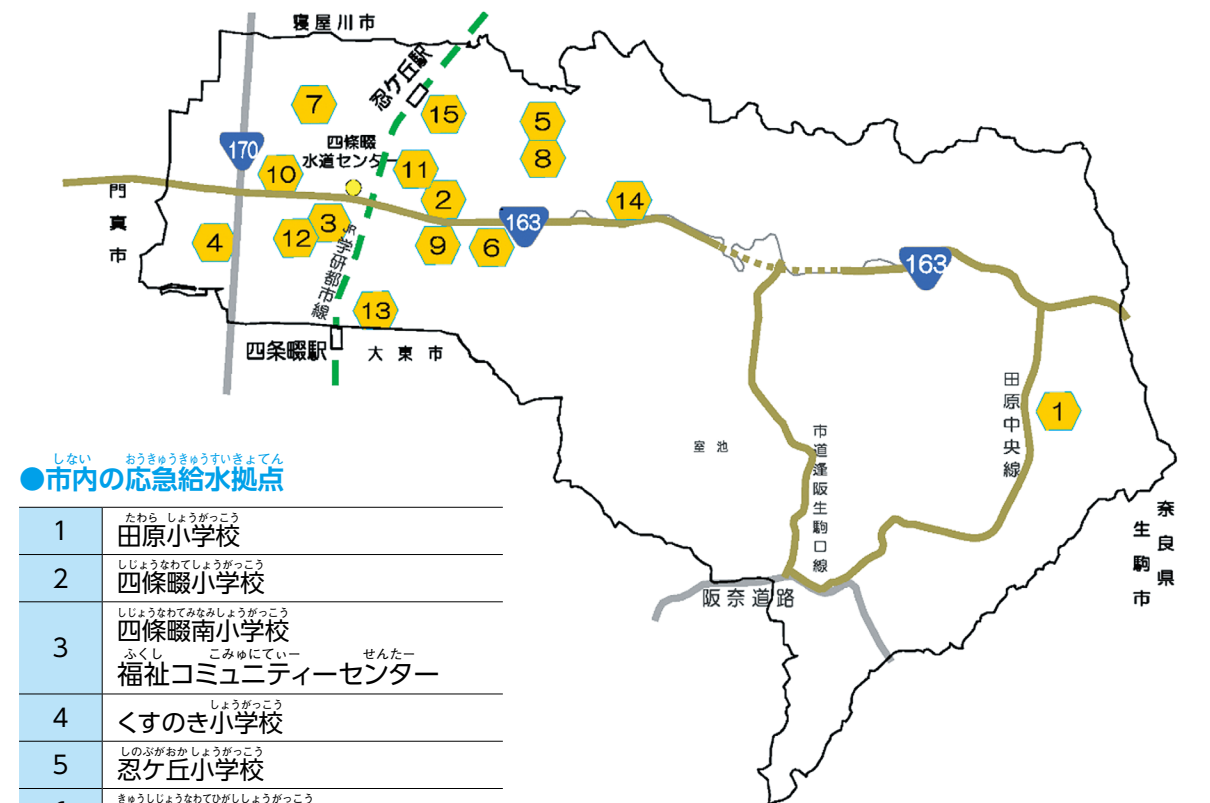
さいがいじ きゅうすい だんすい
災害時の給水、断水したら…

しょうななすいどう せんたー しせつ すいどうかん たいしんか さいがい つぶ じょうすいどう とく
 四條畷水道センターでは、施設や水道管の耐震化など、災害に強い上水道をめざして取り組んでいます。

さいがいじ いんりょうすい かくほ すいどうほんかん ちゅうせうきゅうすい さいがいたいさくようきゅうすいせん せっち りんせつ
 災害時の飲料水を確保するために、水道本管から直接給水ができる災害対策用給水栓の設置や、隣接す

かし そうご おうえんきゆうすい かくし かくし かくし さいがいじ とせっち たんすい そな ひ
 る各市との相互応援給水のための相互連絡管の設置を推進しています。災害時の突然の断水に備え、日

びちかくすい かくほ ちか おおききゅうきゅうすいきょんてん かくにん
 ごろから備蓄水を確保し、近くのお急給水拠点を確認しておきましょう。



●市内の応急給水拠点

1	たわら しょうがっこう 田原小学校	
2	しじょうなわてしょうがっこう 四條畷小学校	
3	しじょうなわてみなみしょうがっこう 四條畷南小学校 ふくし こみゆにていー せんたー 福祉コミュニティーセンター	
4	しょうがっこう くすのき小学校	
5	しのぶがおかしょうがっこう 忍ヶ丘小学校	
6	きゅうしじょうなわてのがししょうがっこう 旧四條畷東小学校	
7	おかべ しょうがっこう 岡部小学校	
8	しじょうなわてちゅうがっこう 四條畷中学校	
9	きゅうしじょうなわてみなみちゅうがっこう 旧四條畷南中学校	
10	しじょうなわてにしちゅうがっこう 四條畷西中学校	
11	しみん そうごう せんたー 市民総合センター	
12	ふりつしじょうなわて こうとう がっこう 府立四條畷高等学校	
13	しじょうなわてがくえんこうとうがっこう 四條畷学園高等学校	
14	おおあざきよきたちない かいはつ こうこうえん 大字清龍地内 開発48号公園 おおさかでんきつうしんたいがくせいもんしんしどなり (大阪電気通信大学正門西隣)	
15	しのぶがおか えきまえたいしん ちやうじいそう 忍ヶ丘駅前耐震貯水槽	

くわ
詳しくは
こちら



といあわせ
問合せ
しじょうなわてすいどう
四條畷水道センター
せんたー
こうむか
工務課
 ☎ 072(876)7402

救急車を呼ぶか病院に行くか迷ったときは

●救急安心センターおおさか

24時間365日対応で看護師が医師の支援体制のもと、救急医療相談(健康・介護・禁煙相談などは除く)に応じます。相談の結果、救急車が必要と判断すれば消防本部へ直接電話を転送します。



★緊急時は迷わず119番通報してください。

☎ #7119 または ☎ 06(6582)7119

※田原地域の人で、大阪の医療機関情報を知りたいときは
☎ 06(6582)7119



詳しくは
こちら

●小児救急支援アプリ(利用料無料・通信料は除く)

0～14歳を対象に緊急性を判断し、症状に応じた近くの医療機関(大阪府内)を地図に表示するスマートフォン専用アプリ。医療機関のほか、救急安心センターおおさか、119番などにワンタッチで電話ができます。
※必ず医療機関に連絡し、受診できるか確認を。



☎ 大東四條畷消防本部 警防課 ☎ 072(872)2345

熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方から当日早朝に発表されます。アラートが発表された日には、不要不急の外出はできるだけ避け、熱中症リスクの高い高齢者や子ども、持病のある人は、昼夜を問わずエアコンなどを使用してください。屋外やエアコンが設置されていない屋内での運動は、原則中止か延期を考慮し、熱中症予防に取り組みましょう。



☎ 大東四條畷消防本部 警防課
☎ 072(872)2345



熱中症警戒・
熱中症特別
警戒アラート

クーリングシェルター(指定暑熱避難施設) ☎ 生活環境課

市では、熱中症特別警戒アラートが発表された際に、熱中症による健康被害の発生を防止するため、クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)を市内10か所(7月1日現在)に開設します。



詳しくは
こちら

大阪府安全なまちづくり条例が一部改正

特殊詐欺などの被害防止の対策強化として、「大阪府安全なまちづくり条例」が一部改正されました。金融機関や事業者、府民などに特殊詐欺などの防止対策が義務付けられます。詳しくは、大阪府治安対策課ホームページで確認を。



ホームページ

●主な改正内容(抜粋)

①高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作することの禁止

高齢者(65歳以上)は、携帯電話で通話しながらATMを操作してはいけません。(令和7年8月1日施行)

②金融機関による通報など

金融機関は、特殊詐欺等の被害のおそれを認めた場合、警察への通報などの義務があります。(令和7年8月1日施行)



③ATMでの振り込み上限額の設定

過去3年間、ATMでの振り込みがない府内居住の70歳以上の人の口座は、振り込み上限額が1日あたり10万円以下に制限されます。
※一部例外あり(令和7年10月1日施行、半年間の経過措置あり)

④プリペイド型電子マネー販売時の確認

プリペイド型電子マネー販売事業者は、5万円以上の電子マネーを販売する際、特殊詐欺などの被害のおそれがないか確認を行う義務があります。購入者は、確認に応じる義務があります。(令和7年8月1日施行)

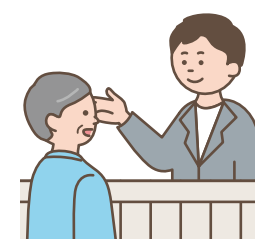
☎ 大阪府治安対策課 ☎ 06(6944)6512

令和6年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度

四條畷市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求の件数：49件

【内訳】全部開示24件、部分開示22件、非開示3件



●請求のあった実施機関

市長36件、教育委員会教育長5件、市議会議長7件、四條畷市選挙管理委員会委員長1件

●主な請求内容

- ・請求者の令和5年度固定資産税及び都市計画税に係る課税処分に際する決裁文書
- ・令和6年12月15日告示の四條畷市長選挙に係る確認団体制度を利用した政治団体の届出又は政治団体名若しくは代表者が明記された届出、申請等(印影については非開示)
- ・固定資産税の非課税認定等の文書等を長期保存に切り替えた旨を示す決裁文書(不存在のため非開示)

●開示決定に対する審査請求1件が審議中

個人情報保護制度

四條畷市個人情報保護法施行条例に基づく自己情報の開示請求の件数：21件

【内訳】全部開示8件、部分開示11件、非開示2件

●請求のあった実施機関

市長19件、教育委員会教育長1件、市議会議長1件

●主な請求内容

- ・住民票の写し等の請求履歴
- ・住民票の写し等の交付通知書(請求者以外の個人に関する情報・法人の印影は非開示)
- ・特定の団体から教育総務課あてに提出された利用者名簿のうち、請求者に関する情報(当該名簿中に請求者に関する情報が不存在のため非開示)

●開示決定に対する不服申立て、自己情報の訂正・利用の停止の請求はありませんでした。

☎ 総務課



過去の
運用状況